

今年度分

賛助会員募集

ご協力いただいた賛助会費は、中川区の下記の福祉事業に活用させていただきます

地域の福祉活動への助成

- 24小学校区ごとにある地域福祉推進協議会
- ひとり暮らし高齢者等のふれあい給食サービス事業
- ふれあい・いきいきサロン(子育て・高齢・共生型)



地域福祉活動の普及啓発

- 広報誌「Welなかがわ」の発行(年4回)



ボランティア活動への支援

- 「地域の底力を応援」助成事業
区内で活動するボランティアグループ等への活動費を助成
(助成先は公開プレゼンテーションによる審査会で決定)
- 地域福祉活動計画推進事業の活動費



高齢者福祉のために

- 80歳以上のみ世帯の寝具洗濯乾燥サービス



障がい児・者の支援

- 車いす・車いす対応車両の貸出等

※一部、賛助会員募集経費にも使わせていただきます

問い合わせ先

社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

〒454-0875 名古屋市中川区小城町1丁目1-20(中川区在宅サービスセンター内)

TEL:352-8257 FAX:352-3825 Mail:nakagawaVC@nagoya-shakyo.or.jp

中川区社会福祉協議会は、
中川区の皆さんと一緒に福祉のまちづくりを進めるために、賛助会員を募集します。
今年度も皆さんのあたたかいご協力をよろしくお願いいたします。

賛助会員ってなに？

社会福祉協議会の活動趣旨にご賛同のうえ会費を納めていただくことで、
財政的支援を通じて、地域の福祉活動を応援いただく仕組みです。
年度ごとに募集をしています。

賛助会員になるには・・・

- 町内会を通じてお申込みされる方は、会費は賛助会員募集用封筒に入れ、組長さんにお渡しください。
- 本会ゆうちょ銀行口座に直接ご入金希望の方及び法人・団体の方は、本会までお問い合わせください。
振込手数料が本会負担となるゆうちょ銀行払込取扱票を送付いたします。

- 賛助会費は、所得税の寄付金控除の適用を受けることができます
(寄付金の総額が2,000円以上の場合)。

また、住民税についても寄付金税額控除の対象となります(本陣市
税事務所へお尋ねください)。法人の場合は、法人税法(第37条)の
規定により、一定の限度額内で損金算入することができます。

※賛助会員加入時にご記入いただいた個人情報、賛助会員募集及び社会福祉協議会
事業の情報提供に使用させていただく以外には、使用いたしません。

年会費

個人会員 1口 1,000円

法人・団体会員 1口 5,000円

★1,000円未満でも受付しております。

中川区社会福祉協議会 (略して「社協」とは・・・)

社会福祉法で位置づけられた、中川区の地域福祉を推進する
団体です。地域の区政協力委員会、民生委員児童委員協議会を
始め、地域の各種団体、ボランティア、施設などを会員とし、地域
住民の皆さんと協力しながら、誰もが安心して暮らせる福祉の
まちづくりに取り組んでいます。

「社協」の事業は、住民の皆さんを始め、各企業・団体からいた
だいた会費・賛助会費、共同募金配分金、寄付金、名古屋市から
の補助金や受託金などを財源として実施しています。



賛助会費の使いみちや地域の活動については、
本会広報誌「Welなかがわ」や本会ホームページなどでお知らせします。
ぜひご覧ください。

HP: <http://www.nakagawashakyo.jp> 公式YouTubeチャンネルもご覧ください!



ホームページ



公式YouTube
チャンネル